

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(神奈川県指定 第1472000221)

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを本説明書において説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方で、「要介護」の認定の確実な方は入所可能と判断します。

1. 施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 伸生会
(2) 法人所在地	〒254-0061 神奈川県平塚市御殿2丁目17番42号
(3) 電話番号	0463-35-3440
(4) 代表者氏名	理事長 大畑 直裕
(5) 設立年月日	昭和28年7月7日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類	指定介護老人福祉施設
(2) 介護保険 事業者番号	神奈川県指定 1472000221
(3) 施設の目的	指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。当施設は、身体上または精神上の障害があるために、常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
(4) 施設の名称	平塚特別養護老人ホーム
(5) 施設の所在地	〒254-0061 神奈川県平塚市御殿2丁目17番42号
(6) 電話番号	0463-35-3440
(7) 管理者氏名	北 沢 秀 記
(8) 当施設の 運営方針	①施設は、個々のご利用者の状況に応じた施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。そのことにより、ご利用者がその有する能力に応じた日常生活ができるよう努めます。 ②施設は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉施設サービスを提供するよう努めます。 ③施設は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービス、との密接な関係に努めます。
(9) 開所日	昭和49年6月1日
(10) 入所定員	67人

3. 施設（設備）の概要

1階	居室（4人部屋居室8室）、食堂・ダイニング、医務室、静養室、ワーカー室、洗面所、手洗所、中間浴槽（器械浴）、特殊浴槽
2階	居室（3人部屋居室4室・4人部屋居室4室・個室2室）、食堂・ダイニング、ワーカー室、洗面所、手洗所
3階	居室（3人部屋居室2室・4人部屋居室1室）、食堂・ダイニング、機能訓練室、ワーカー室、洗面所、手洗所

4. 職員の配置状況

職 種	配置人数
施設長（管理者）	1 人
生活相談員	1 人以上
介護職員	常勤換算 21.0 人以上
看護職員	常勤換算 4.0 人以上
栄養士	2 人以上
調理職員	2 人以上
事務員	1 人以上
介護支援専門員	1 人
機能訓練指導員	1 人
医師（嘱託）	1 人
宿直員	1 人以上

5. 提供サービスと利用料金

当施設では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、

- | |
|--|
| (1) 介護保険サービス（一般的には利用者一割負担）
(2) 介護保険給付外サービス（施設利用者全額負担） |
|--|

があります。

- (1) 介護保険給付サービス（利用契約書第3条、第4条参照）

以下のサービスについては利用料金の7割から9割が介護保険から給付されます。

（施設利用者1割または2割または3割負担）

① サービス内容

サービスの種類		サービスの内容	
次の介護は、ご利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう施設利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもってサービスを提供します。			
介 護	入 浴	・入浴（週2回）または清拭（随時）を行います。 ・寝たきりの方でも器械浴槽、特殊浴槽またはシャワー浴槽を使用し入浴することができます。	
	排 泄	・排泄の自立を促す為に、ご利用者様の身体能力を最大限に活用した援助を行います。	
	オムツの取り替え	・オムツを使用せざるを得ないご利用者様については、オムツを適切に交換します。	
	離床、着替え、整容	・寝たきりを防止する為、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考慮し、適切な着替えを行うよう配慮します。 ・適切な整容が行われるよう援助します。	
	食事の提供	・管理栄養士のたてる献立表により、栄養とご利用者の身体状況及び嗜好を配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・ご利用者様の自立支援の為に、できる限り離床して食べていただけるよう配慮します。 （食事時間） 朝 食8：00 昼 食12：00 夕 食18：00	

相談及び援助活動	・ご利用者またはその家族からいかなる相談についても誠意を持って対応させていただくとともに、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。（相談窓口 生活相談員）
社会生活上の便宜の供与等その他日常生活の世話	・当施設では、施設での生活を充実させるために適宜レクリエーションを実施します。 ・ご利用者様が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご利用者またはそのご家族が行うことが困難である場合は、その同意の下で代行します。
健康管理	・施設は、ご利用者の健康状態に留意しつつ、施設が定める健康管理基準に従い、医師、看護師による健康相談及び健康診断を実施し、ご利用者が健康を維持するための管理及び指導を行います。 ・施設は、ご利用者が罹病、負傷等により治療を必要とするにいたった場合には、施設の提携医療機関、ご利用者様の選択による医療機関において、必要な治療が受けられるよう、医療機関との連絡、紹介等に協力します。 ・前項の治療の必要性の判断は、施設と提携する医療機関の医師が行います。 ・前項の判断に際しては、ご利用者様の意思を確認し、かつご利用者のご家族に意見を求めています。 『当施設の協力病院』 済生会湘南平塚病院〈内科、外科、整形外科、形成外科、脳外科、皮膚科、泌尿器科〉

②事故発生時の対応について

施設利用中に命に関わる事故が発生した場合には、直ちに救急搬送を行います。

また、それ以外の事故が発生した場合、医師やご家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

命に関わる事故の例：転倒による頭部打撲や食べ物をのどに詰まらせるなど

③体調変化時の対応について

施設利用中に体調が急変した場合には、直ちに救急搬送を行います。

また、それ以外の体調不良の場合、医師やご家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

体調急変の例：38℃以上の急な発熱や突然の嘔吐など

④研修について

全国社会福祉協議会、神奈川県社会福祉協議会等の主催する研修会に管理者及び職員等は積極的に参加し、職員の質の向上に努めます。

⑤非常災害対策について

当施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難・救助その他必要な訓練を行います。

⑥虐待防止のための取組みについて

- ・利用者の人権の擁護、虐待等の防止等のため、担当者を定めて次の措置を講じます。
 - 1 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3 虐待防止の為の指針整備
 - 4 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置と従業者への周知
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑥秘密保持について

施設職員は退職後も含めて、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密保持を厳守いたします。

⑦看取り介護に関する体制について

当施設では、ご利用者お一人おひとりの尊厳ある生活を最後まで支援させていただきます。「看取りに関する体制」に沿い、看取り介護を希望した場合には、穏やかな終末を迎えることができるよう努めます。

「看取りに関する体制」

1. 常勤医師の配置はありませんが、状態の変化など必要に応じて、嘱託医師の往診等の必要な医療を受けることができます。
2. 夜間の看護職員の配置はありませんが、緊急時に対応できるよう、担当者を定め24時間連絡体制を確保しています。
3. 嘱託医師と連携し、看取り介護時は、24時間連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応しています。

⑧サービス利用料金

別表利用料金表の金額です。ご参照ください。

⑨ICT 機器等の使用について

当施設でご利用者の状態に応じた支援を提供できるように睡眠状態や心拍数・呼吸数を確認できる見守り機器や、状態を映像で確認できる見守りカメラを居室に設置しております。事故発生を完全に防止することを保障するものではありませんが、カメラを活用し、離れた場所から居室状態を確認することで、事故や体調変化等の予防、早期発見、迅速な対応に努めます。

また、居室内の映像を常時録画し、30日間保存することで、居室内での事故発生時の状況を確認し、確実な原因分析と再発防止に努めます。

プライバシーに配慮し、法人で規定している個人情報に関する指針および個人情報の利用目的を遵守して使用いたします。

(2) 介護保険給付外サービス

介護保険給付外サービスは、ご利用者の全額負担となります。

サービスの種類	サービスの内容
特別メニュー提供	ご利用者のご希望に応じて特別な食事を提供いたします。
外出付添い	ご利用者のご希望により、外出の付添いを致します。(墓参り等)
買い物代行	ご利用者のご希望による買い物や薬品当の受け取りの代行をします。
買い物同行	ご利用者のご希望による買い物や薬品当の受け取りの同行をします。
理容代	散髪代金になります。
預かり金保守料	預金通帳等小額の預かり金を管理いたします。
日用品費	日常生活上必要とするものは実費といたします。(薬品等含む) ※おむつ代は介護保健給付の対象となっておりますので、施設利用者の負担はありません。

※利用料金については別表利用料金表をご参照ください。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由のある場合には、相当な額に変更することがあります。

(3) サービスの内容より逸脱していることから、次のことは行うことが出来ません。

- ① ご利用者またはご家族からの金銭・物品・飲食の授受。
- ② 身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為。(緊急やむを得ない場合は除く)

(4) 利用料金のお支払い方法 (利用契約書第2章参照)

介護保険給付サービス及び介護保険給付外サービスにかかるご利用者の負担額は1ヶ月ごとに請求いたします。

下記のいずれかの方法でお支払いください。

自動引き落とし	毎月27日にご指定の金融機関より引き落とされます。
銀行振り込み	毎月20日までに下記の金融機関にお支払いください。 [中栄信用金庫 平塚支店 普通 0188966] 口座名： 社会福祉法人 伸生会 理事長 大畑 直裕

6. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

苦情受付担当者	石橋 沙耶佳
電話番号	0 4 6 3 - 3 5 - 3 4 4 0
受付時間	月曜日から土曜日まで 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

(2) 行政機関等の苦情受付窓口

① 平塚市役所介護保険課

所在地	平塚市浅間町 9 - 1
電話番号	0 4 6 3 - 2 1 - 8 7 9 0
F A X	0 4 6 3 - 2 1 - 9 6 0 2
受付時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

② 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係

所在地	横浜市西区楠町 2 7 - 1
電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
受付時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

③ 神奈川県社会福祉協議会

所在地	横浜市神奈川区沢渡 4 - 2
電話番号	0 4 5 - 3 1 1 - 1 4 2 8
F A X	0 4 5 - 3 1 3 - 4 5 9 0
受付時間	午前 8 時 4 5 分から午後 5 時まで

指定介護老人福祉サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項について文書を交付し、説明しました。

年 月 日

説明者（施設）

[氏 名] _____ 印

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供に同意し交付を受けました。

年 月 日

施設利用者

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印

上記代理人

[住 所] _____

[氏 名] _____ 印